

議 長 日程第3「議案第2号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第2号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう  
に定める。平成29年3月1日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告に鑑み、職員の扶養手当について所要の改正をしたい  
ので、提案するものであります。お願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは説明申し上げます。松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例でございます。これは、やはり人事院勧告に基づいて改正させていただくも  
ので、扶養手当に関する部分の見直しでございます。現行、配偶者については1  
万3,000円、父母等については6,500円、子供についても6,500円というものがで  
すね、最終的に平成31年になろうかと思いますが、配偶者については6,500円、  
さらに8級の者、私ども参事でございますが、それが3,500円。それから父母に  
ついては同様に31年には6,500円ですと、父母については6,500円ですと変更  
ございませぬが、8級参事職の者については3,500円になると。子供については  
逆にです、6,500円だったものが1万円に上げるというものでございます。平  
成31年と申しましたが、その間、29、30に経過措置的なもので段階的に激変緩和  
といえますか、そういったものの措置をとらせていただいている部分がある  
ということでございます。

さらに、もう少し詳しく御説明申し上げます。3枚ほどおめくりいただきま  
して、参考資料のほうから御説明させていただきます。1ページ目、下段の部  
分でございます。扶養手当の月額が1万3,000円から6,500円になるという部分  
でございます。ここです、現行のところの下から3行目の後半ですが、  
「1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人  
については11,000円）とする」と。例えば、仮の話でいいますと、配偶者と何ら  
かの理由で別れた後に子供2人残ってますと。その場合の子供2人6,500円ず  
つでなく、1人分については1万1,000円とするという現行の制度がございま  
す。これが今回この手当が1万円に上がることから、この部分のただし書きに

なる部分は、特例のようなものはありません。

次のページをお願いいたします。次の部分、2ページ目については扶養親族としての要件、字句の整理ということで御理解いただければありがたいです。現行の(3)、扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない場合及び(4)の部分は、今申し上げましたような特例部分が、新しい制度ではなくなるということで削られてるということでございます。

おめくりください。以下、次の部分につきましても、これは、その今言った部分が新たに表現されてる部分として、新たに新設された部分等で、表現の仕方を変えたということで御理解いただければと思います。

それでは本文のほうにお戻りいただきまして3ページ目、附則でございます。「この条例は、平成29年4月1日から施行する」と。以下、扶養手当に関する特例ということで、2ページ、3ページにわたってありますが、これは冒頭説明させていただきました29年度に激変緩和という意味で1万3,000円が1万円に減るとか、6,500円だったものが8,000円に上がるという部分、それが30年度にもそういった形で下げていくというようなことの表現をここでさせていただきます。この中で特例であった1万1,000円という先ほどお話ししたものがなくなるということですが、29年度にあっては1人につき9,000円ということで、まだ段階的に減らすという意味で残されております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第2号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。